

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（第一条関係）	1
○国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）（第二条関係）	39
○電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）（附則第七条関係）	46
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第八条関係）	48
○国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十二号）（附則第九条関係）	50

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 電気通信事業</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 事業の登録等（第九条―第十八条）</p> <p>第三節 業務（第十九条―第四十条）</p> <p>第四節 電気通信設備</p> <p>第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備（第四十一条―第四十九条）</p> <p>第二款 電気通信番号（第五十条―第五十一条）</p> <p>第三款 端末設備の接続等（第五十二条―第七十三条）</p> <p>第五節 指定試験機関等</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 登録講習機関（第八十五条の二―第八十五条の十五）</p> <p>第三款・第四款（略）</p> <p>第六節 基礎的電気通信役務支援機関（第百六条―第百十六条）</p> <p>第七節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第百十六条の二―第百十六条の八）</p> <p>第三章・第四章（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 電気通信事業</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 事業の登録等（第九条―第十八条）</p> <p>第三節 業務（第十九条―第四十条）</p> <p>第四節 電気通信設備</p> <p>第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備（第四十一条―第五十一条）</p> <p>第二款 端末設備の接続等（第五十二条―第七十三条）</p> <p>第五節 指定試験機関等</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 登録講習機関（第八十五条の二―第八十五条の十五）</p> <p>第三款・第四款（略）</p> <p>第六節 基礎的電気通信役務支援機関（第百六条―第百十六条）</p> <p>第三章・第四章（略）</p>

第五章 雑則（第六十三條—第七十六條の二）

第六章 罰則（第七十七條—第九十三條）

附則

第二章 電気通信事業

第二節 事業の登録等

（登録の抹消）

第十五条 総務大臣は、第十八條の規定による電気通信事業の全部の廃止若しくは解散の届出があつたとき、第十二條の二第一項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前條第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該第九條の登録を受けた者の登録を抹消しなければならない。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第十八条 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 （略）

第五章 雑則（第六十三條—第七十六條）

第六章 罰則（第七十七條—第九十三條）

附則

第二章 電気通信事業

第二節 事業の登録等

（登録の抹消）

第十五条 総務大臣は、第十八條第一項若しくは第二項の規定による電気通信事業の全部の廃止若しくは解散の届出があつたとき、第十二條の二第一項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前條第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該第九條の登録を受けた者の登録を抹消しなければならない。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第十八条 （同上）

2 （略）

3| 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者に対し、その旨を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止については、この限りでない。

(電気通信業務の休止及び廃止の周知)

第二十六条の四 電気通信事業者は、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る利用者に対し、利用者の利益を保護するために必要な事項として総務省令で定める事項を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める電気通信業務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、この限りでない。

2| 前項本文の場合において、電気通信事業者は、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信業務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、同項の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

(電気通信業務の休止及び廃止に関する情報の公表)

第二十六条の五 総務大臣は、その保有する前条第二項の総務省令で定める電気通信業務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する次に掲げる情報を整理し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- 一 第十八条第一項及び前条第二項の規定による届出に関して作成し、又は取得した情報

二 その他総務省令で定める情報

(業務の改善命令)

第二十九条 (略)

2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気通信事業者又は媒介等業務受託者が第二十六条第一項又は第二十七条の二の規定に違反したとき 当該電気通信事業者又は媒介等業務受託者

二 電気通信事業者が第二十六条の二第一項、第二十六条の四第一項、第二十七条又は第二十七条の三の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

1 (第一種指定電気通信設備との接続に係る機能の休止及び廃止の周知

第三十三条の二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備との接続に係る前条第四項第一号ロの総務省令で定める機能を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて当該機能を利用するものに対し、その旨を周知させなければならない。

(第二種指定電気通信設備との接続に係る機能の休止及び廃止の周知

(業務の改善命令)

第二十九条 (略)

2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 (同上)

二 電気通信事業者が第二十六条の二第一項、第二十七条又は第二十七条の三の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

第三十四条の二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備との接続に係る前条第三項第一号口の総務省令で定める機能を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該第二種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて当該機能を利用するものに対し、その旨を周知させなければならない。

第四節 電気通信設備

第二款 電気通信番号

(電気通信番号の使用及び電気通信番号計画)

第五十条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり、送信の場所と受信の場所とにあり、及びその間を接続する電気通信設備を識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために、次条第一項の認定を受けた電気通信番号使用計画(第五十条の六第一項の変更の認定があつたときは、変更後のもの。第五十一条において「認定電気通信番号使用計画」という。)に従つて次条第一項又は第五十条の十一の指定があつた電気通信番号(総務大臣が定める番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)を使用しなければならない。ただし、ドメイン名(第六十四条第二項第二号に規定するドメイン名をいう。)、アイ・ピー・アドレス(同項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。)その他の総務省令で定める番号、記号その他の符号を使用する場合は、この限りでない。

第四節 電気通信設備

(電気通信番号の基準)

第五十条 電気通信事業者は、電気通信番号(電気通信事業者が電気通信役務の提供に当たり送信の場所と受信の場所との間を接続するために電気通信設備を識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために用いる番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)を用いて電気通信役務を提供する場合においては、その電気通信番号が総務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。ただし、ドメイン名(第六十四条第二項第二号に規定するドメイン名をいう。)、アイ・ピー・アドレス(同項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。)その他の総務省令で定める電気通信番号については、この限りでない。

2) 総務大臣は、次条第一項の認定（同項及び第五十条の十一の指定を含む。）その他の電気通信番号に係る事務の遂行に資するため、電気通信番号のほか、次に掲げる事項を記載した表（以下「電気通信番号計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したとき、又はこれに第五十条の十二の規定による記載をしたときも、同様とする。

一 次に掲げる電気通信番号の別

イ 利用者設備識別番号（利用者の端末設備（第五十二条第一項に規定する端末設備をいい、第七十条第一項に規定する自営電気通信設備を含む。以下このイ、第三号ロ及び次条第一項第二号において同じ。）を識別するために使用する電気通信番号をいい、利用者の端末設備を識別し、及び提供すべき電気通信役務の種類又は内容を識別するために使用する電気通信番号を含む。以下同じ。）

ロ 利用者設備識別番号以外の電気通信番号

二 当該電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容

三 次に掲げる条件その他の当該電気通信番号の使用に関する条件がある場合には、その内容

イ 重要通信の取扱いに関する条件

ロ 番号ポータビリティ（利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その

変更の前後において同一の利用者設備識別番号により当該利用者の端末設備を識別することができることをいう。)に関する条件
ハ 使用の期限

3| 電気通信番号計画は、これにより次の事項が確保されるものとして作成されなければならない。

一 電気通信番号により電気通信事業者及び利用者が電気通信設備の識別又は電気通信役務の種類若しくは内容の識別を明確かつ容易にできるようにすること。

二 電気通信役務の提供に必要な電気通信番号が十分に確保されるようにすること。

三 電気通信番号の変更ができるだけ生じないようにすること。

四 電気通信番号が公平かつ効率的に使用されるようにすること。

(電気通信番号使用計画の認定等)

第五十条の二 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとするときは、次に掲げる事項を記載した電気通信番号の使用に関する計画(以下「電気通信番号使用計画」という。)を作成し、当該電気通信番号使用計画が第五十条の四各号に掲げる要件に適合していることについて、総務大臣の認定(当該電気通信番号使用計画に第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号の指定を含む。以下この款において同じ。)を受けなければならない。

一 電気通信番号の使用に関する事項

2| 前項の基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

-
- 二 付番（利用者の端末設備に使用されていない利用者設備識別番号を付することをいう。以下この号において同じ。）をする場合には、付番をしようとする利用者設備識別番号のほか、次に掲げる事項
- イ 付番に関する事項
 - ロ 利用者設備識別番号の管理に関する事項
 - ハ 利用者設備識別番号に前条第二項第三号ロに掲げる条件が付されている場合には、当該条件の確保に関する事項
 - ニ 前号ハに規定するもののほか、使用しようとする電気通信番号に前条第二項第三号に規定する条件が付されている場合には、当該条件の確保に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 2 前項の認定を受けようとする電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び電気通信番号使用計画並びに総務省令で定める添付書類を総務大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 前号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 3 総務大臣が第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について標準電気通信番号使用計画を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、電気通信事業者（次条各号のいずれかに該当するものを除く。）が、標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成し、又は現に作成している電気通信番号使
-

用計画（同項第二号に掲げる事項を記載しているものを除く。）を標準電気通信番号使用計画と同一のものに変更したときは、その電気通信番号使用計画については、それぞれ同項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたものとみなす。

（欠格事由）

第五十条の三 次の各号のいずれかに該当する電気通信事業者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（認定の基準）

第五十条の四 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る電気通信番号使用計画（同項第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号を含む。）が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

- 一 申請に係る電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること。

二 申請に係る利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし第五
十条の二第一項の指定をすることができるものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するも
のであること。

(電気通信事業を営もうとする者等への適用)

第五十条の五 前三条(第五十条の二第三項を除く。)の規定は、電気
通信事業を営もうとする者及び第百六十五条第一項に規定する地方公
共団体についても適用する。この場合において、前条中「同項の」と
あるのは、「第九条の登録又は第十六条第一項若しくは第百六十五条
第一項の規定による届出を条件として、第五十条の二第一項の」とす
る。

(変更の認定等)

第五十条の六 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、
電気通信番号使用計画を変更しようとするときは、総務大臣の認定を
受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更につい
ては、この限りでない。

2| 第五十条の二第二項、第五十条の三及び第五十条の四の規定は、前
項の変更の認定について準用する。この場合において、第五十条の二
第二項中「次に」とあるのは「第一号に」と、「電気通信番号使用計
画」とあるのは「電気通信番号使用計画(変更に係る部分に限る。)
」と、第五十条の四中「同項第二号」とあるのは「第五十条の二第
一項第二号」と読み替えるものとする。

3) 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 第五十条の二第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。
- 二 第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたとき。
- 三 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。

(承継)

第五十条の七 第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者であつたときは、当該電気通信事業者の地位を承継した電気通信事業者は、同項の認定を受けた電気通信事業者の地位を承継する。ただし、当該電気通信事業者が第十六条第一項の規定による届出をした者である場合において、当該承継に係る電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該承継に係る電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該承継に係る電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が第五十条の三各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(認定の失効)

第五十条の八 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の認定は、その効力を失う。

- 一 第十二条の二第一項の規定により登録がその効力を失ったとき。
- 二 第十四条第一項の規定により登録を取り消されたとき。
- 三 電気通信事業の全部を廃止したとき。
- 四 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。
(認定の取消し)

第五十条の九 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
- 二 不正の手段により第五十条の二第一項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたとき。
- 三 第五十条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 四 第五十一条の規定による命令に違反したとき。

一 (指定の失効等の場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等

第五十条の十 第五十条の二第一項の指定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当する場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

- 一 第五十条の八の規定により利用者設備識別番号の指定が失効したとき。
- 二 前条の規定により利用者設備識別番号の指定を取り消されたとき

〇
(利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定等)

第五十条の十一 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、職権で利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定をするものとする。
当該電気通信番号の指定の取消しについても、同様とする。

(電気通信番号計画への記載)

第五十条の十二 総務大臣は、次に掲げる場合には、電気通信番号計画にその旨を記載するものとする。

- 一 第五十条の二第二項又は前条の規定により電気通信番号の指定をしたとき。
- 二 第五十条の六第一項の規定により電気通信番号の指定の変更があったとき。
- 三 第五十条の七の規定により第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者の地位の承継があつたとき。
- 四 第五十条の八の規定により電気通信番号の指定が失効したとき。
- 五 第五十条の九又は前条の規定により電気通信番号の指定を取り消したとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事実が生じたとき。

(適合命令)

第五十一条 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者と電気通信設備の接続をしている場合に使用する電気通信番号又は電気通信

(適合命令)

第五十一条 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者と電気通信設備の接続をしている場合に用いる電気通信番号又は電気通信事

事業者が重要通信を取り扱うために使用する電気通信番号の使用、その他電気通信事業者の電気通信番号の使用が当該電気通信事業者の認定電気通信番号使用計画に適合していないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、当該認定電気通信番号使用計画に適合するように当該電気通信番号を使用することを命じ、又は当該認定電気通信番号使用計画を変更するよう命じることができる。

第三款 端末設備の接続等

(端末設備の接続の技術基準)

第五十二条 電気通信事業者は、利用者から端末設備（電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）

）又は同一の建物内であるものをいう。以下同じ。）をその電気通信回線設備（その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。第六十九条第一項及び第二項並びに第七十条第一項において同じ。）に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準（当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。次項並びに第六十九条第一項及び第二項において同じ。）に適合しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。

2 前項の総務省令で定める技術基準は、これにより次の事項が確保さ

事業者が公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を取り扱うために用いる電気通信番号が前条第一項の総務省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、その基準に適合するように当該電気通信番号を変更することを命じ、又はその使用を禁止することができる。

第二款 端末設備の接続等

(端末設備の接続の技術基準)

第五十二条 電気通信事業者は、利用者から端末設備（電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）

）又は同一の建物内であるものをいう。以下同じ。）をその電気通信回線設備（その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。第六十九条及び第七十条において同じ。）に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準（当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。次項及び第六十九条において同じ。）に適合しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。

2 前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定

れるものとして定められなければならない。

一 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。

二 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。

三 電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること。

(端末設備の接続の検査)

第六十九条 利用者は、適合表示端末機器を接続する場合その他総務省令で定める場合を除き、電気通信事業者の電気通信回線設備に端末設備を接続したときは、当該電気通信事業者の検査を受け、その接続が第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。

2 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、端末設備に異常がある場合その他電気通信役務の円滑な提供に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に対し、その端末設備の接続が第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求めることができる。この場合において、当該利用者は、正当な理由がある場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒んではならない。

3 前項の規定は、第五十二条第一項の規定により認可を受けた同項の

められなければならない。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

(端末設備の接続の検査)

第六十九条 利用者は、適合表示端末機器を接続する場合その他総務省令で定める場合を除き、電気通信事業者の電気通信回線設備に端末設備を接続したときは、当該電気通信事業者の検査を受け、その接続が第五十二条第一項の技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。

2 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、端末設備に異常がある場合その他電気通信役務の円滑な提供に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に対し、その端末設備の接続が第五十二条第一項の技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求めることができる。この場合において、当該利用者は、正当な理由がある場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒んではならない。

総務省令で定める電気通信事業者について準用する。この場合において、前項中「総務省令で定める技術基準」とあるのは、「規定により認可を受けた技術的条件」と読み替えるものとする。

4| 第一項及び第二項（前項において準用する場合を含む。）の検査に従事する者は、端末設備の設置の場所に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（自営電気通信設備の接続）

第七十条 電気通信事業者は、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者からその電気通信設備（端末設備以外のものに限る。以下「自営電気通信設備」という。）をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、その請求を拒むことができない。

一 その自営電気通信設備の接続が、総務省令で定める技術基準（当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。次項において同じ。）に適合しないとき。

二 その自営電気通信設備を接続することにより当該電気通信事業者の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて当該電気通信事業者が総務大臣の認定を受けたとき。

2 第五十二条第二項の規定は前項第一号の総務省令で定める技術基準について、前条の規定は同項の請求に係る自営電気通信設備の接続の

3| 前二項の検査に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（自営電気通信設備の接続）

第七十条 電気通信事業者は、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者からその電気通信設備（端末設備以外のものに限る。以下「自営電気通信設備」という。）をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、その請求を拒むことができない。

一 その自営電気通信設備の接続が、総務省令で定める技術基準（当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。）に適合しないとき。

二 （同上）

2 第五十二条第二項の規定は前項第一号の技術基準について、前条の規定は同項の請求に係る自営電気通信設備の接続の検査について準用

検査について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準」とあるのは「次条第一項第一号の総務省令で定める技術基準（同号の規定により認可を受けた技術的条件を含む。次項において同じ。）」と、同条第二項及び第三項中「第五十二条第一項」とあるのは「次条第一項第一号」と同項中「同項」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

第五節 指定試験機関等

第一款 指定試験機関

（帳簿の備付け等）

第八十一条 指定試験機関は、総務省令で定めるところにより、帳簿（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を備え付け、これに試験事務に関する事項で総務省令で定められるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならない。

第二款 登録講習機関

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第八十五条の九 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第九十五条及び第九十二条

する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第五十二条第一項の技術基準」とあるのは、「第七十条第一項第一号の技術基準（同号の技術的条件を含む。）」と読み替えるものとする。

（帳簿の備付け等）

第八十一条 指定試験機関は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに試験事務に関する事項で総務省令で定められるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

第二款 登録講習機関

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第八十五条の九 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られ

第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(帳簿の備付け等)

第八十五条の十 登録講習機関は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに講習事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならない。

第三款 登録認定機関

(帳簿の備付け等)

第九十六条 登録認定機関は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに技術基準適合認定の業務に関する事項で総務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならない。

第七節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会

(認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定)

第一百六条の二 総務大臣は、電気通信事業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次項に規定する業務（以下この節において「送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務」という。）を行う者として認定するこ

る記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを用う。以下この条及び第九十五条第二項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第九十五条及び第九十二条第三号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(帳簿の備付け等)

第八十五条の十 登録講習機関は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに講習事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

第三款 登録認定機関

(帳簿の備付け等)

第九十六条 登録認定機関は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに技術基準適合認定の業務に関する事項で総務省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

とができる。

一 送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信（当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含む。次項第一号イにおいて同じ。）により行われるものをいう。同項において同じ。）に対処する電気通信事業者を支援することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを目的とすること。

二 次項第一号イ及びロ又は第二号イ及びロに該当する電気通信事業者を社員（同項第一号及び第二号並びに第三項第二号において「会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。

四 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること⁹

2| 前項の規定による認定を受けた一般社団法人（以下「認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 会員である電気通信事業者であつて次のいずれにも該当するものの委託を受けて、ロ(1)又は(2)に定める者に対し、ロの通知を行うこと

と。

イ 第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件において、その利用者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃（電気通信事業者がその業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴（以下単に「通信履歴」という。）の電磁的記録により送信元の電気通信設備が送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信の送信元であることを合理的に特定できるものに限る。ロにおいて同じ。）を行うことを禁止する旨を定めていること。

ロ 電気通信役務の提供条件において、その電気通信設備又はその利用者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先であることが特定された場合において、その業務上記録している通信履歴の電磁的記録により当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備が次の(1)又は(2)に掲げる者の電気通信設備であることが特定されたときは、当該(1)又は(2)に定める者に対し、当該通信履歴の電磁的記録を証拠として当該電気通信設備を送信元とする送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処を求める通知を行う旨を定めていること。

- (1) 他の電気通信事業者 当該他の電気通信事業者
- (2) 他の電気通信事業者（イに該当するものに限る。）の利用者
当該他の電気通信事業者

- 二 会員である電気通信事業者であつて次のいずれにも該当するものからロの通信履歴の電磁的記録の提供を受け、ロの調査及び研究を行うこと並びにその成果の普及を行うこと。
 - イ 前号イに該当すること。
 - ロ 電気通信役務の提供条件において、その電気通信設備又はその利用者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先であることが特定された場合において、その業務上記録している通信履歴の電磁的記録により当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備が合理的に特定できないときは、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に対し、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を合理的に特定するための調査及び研究の用に供するため、当該通信履歴の電磁的記録の提供を行う旨を定めていること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、送信型対電気通信設備サイバー攻撃に対処する電気通信事業者を支援すること。
- 3| 第一項の規定による認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 特定会員（会員である電気通信事業者であつて、前項第一号イ及びロ又は第二号イ及びロに該当するものをいう。次条第一項及び第三項並びに第百八十八条第十五号において同じ。）の氏名又は名称
 - 三 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務の範囲及びその実施

の方法

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

- 4| 前項の申請書には、定款その他の総務省令で定める書類を添付しなければならぬ。
- 5| 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会は、第三項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 6| 第三項及び第四項の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、第三項中「次に掲げる事項」とあるのは、「第一号及び第三号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、変更に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。
- 7| 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会は、第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき、又は第五項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
（特定会員名簿の縦覧等）
第百十六条の三 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会は、総務省令で定めるところにより、特定会員名簿を公衆の縦覧に供しななければならない。
- 2| 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会でない者は、その名称中に、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会と誤認さ

れるおそれのある文字を用いてはならない。

3| 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の特定会員でない者は、その名称中に、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の特定会員と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(秘密保持義務)

第一百六条の四 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿の備付け等)

第一百六条の五 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務に関する事項で総務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならない。

(認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に対する監督命令等)

第一百六条の六 総務大臣は、送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができ。

2| 総務大臣は、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づ

く処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会への情報提供）

第百十六条の七 総務大臣は、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の求めに応じ、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正に行うために必要な限度において、電気通信事業者に関する情報であつて送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務に資するものとして総務省令で定める情報を提供することができる。

（公示）

第百十六条の八 総務大臣は、第百十六条の二第一項の規定による認定をしたとき、同条第七項の変更の届出（同条第三項第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつたとき、又は第百十六条の六第二項の規定により認定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第三章 土地の使用等

第一節 事業の認定

（承継）

第二百二十三条 認定電気通信事業者が死亡した場合には、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該認定電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人

第三章 土地の使用等

第一節 事業の認定

（承継）

第二百二十三条 認定電気通信事業者が死亡した場合には、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該認定電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続

たる認定電気通信事業者の地位を承継する。

2・5 (略)

第二節 土地の使用

(通行)

第三百三十五条 (略)

2 第六十九条第四項並びに第三百三十三条第三項及び第四項の規定は、認定電気通信事業者が前項の規定により他人の土地を通行する場合について準用する。

第四章 電気通信紛争処理委員会

(聴聞の特例)

第六十一条 総務大臣は、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)、第三十九条の三第二項、第四十四条の二、第五十一条又は第二百一十一条第二項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見の陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2・3 (略)

第五章 雑則

(適用除外等)

人たる認定電気通信事業者の地位を承継する。

2・5 (略)

第二節 土地の使用

(通行)

第三百三十五条 (略)

2 第六十九条第三項並びに第三百三十三条第三項及び第四項の規定は、認定電気通信事業者が前項の規定により他人の土地を通行する場合について準用する。

第四章 電気通信紛争処理委員会

(聴聞の特例)

第六十一条 総務大臣は、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)、第三十九条の三第二項、第四十四条の二又は第二百一十一条第二項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見の陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2・3 (略)

第五章 雑則

(適用除外等)

第百六十四条 (略)

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ドメイン名電気通信役務 入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務のうち、確實かつ安定的な提供を確保する必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。

二 ドメイン名 インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために使用する番号、記号その他の符号のうち、アイ・ピー・アドレスに代わつて使用されるものとして総務省令で定めるものをいう。

三 アイ・ピー・アドレス インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために使用する番号、記号その他の符号のうち、当該電気通信設備に固有のものとして総務省令で定めるものをいう。

3 (略)

4 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第百十六条の二第二項第一号に掲げる業務が電気通信事業に該当しない場合においても、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う同号ロの通知は、電気通信事業者の取扱中に係る通信とみなして第三条及び第四条の規定を適用し、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対

第百六十四条 (略)

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (同上)

二 ドメイン名 インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために用いる電気通信番号のうち、アイ・ピー・アドレスに代わつて用いられるものとして総務省令で定めるものをいう。

三 アイ・ピー・アドレス インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために用いる電気通信番号のうち、当該電気通信設備に固有のものとして総務省令で定めるものをいう。

3 (略)

処協会が行う同号に掲げる業務に従事する者は、電気通信事業に従事する者とみなして同条第二項の規定を適用する。

- 5) 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が取り扱う第一百六条の二第二項第二号ロの通信履歴の電磁的記録は、電気通信事業者の取扱中に係る通信とみなして第三条及び第四条の規定を適用し、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う同号に掲げる業務に従事する者は、電気通信事業に従事する者とみなして同条第二項の規定を適用する。

(営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の取扱い)
第六十五条 (略)

- 2 前項の規定による届出をした地方公共団体は、第十六条第一項の規定による届出をした電気通信事業者とみなす。ただし、第十九条から第二十五条まで、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十四条の二まで、第三十六条、第三十七条、第三十八条の二、第三十九条の三、第四十条、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第五十二条、第六十九条、第七十条及び第二章第六節の規定の適用については、この限りでない。

(報告及び検査)
第六十六条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項の規定は、認証取扱業者、届出業者又は登録修理業者について準用する。この場合において、同項中「当該技術基準適合認定に」と

(営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の取扱い)
第六十五条 (略)

- 2 前項の届出をした地方公共団体は、第十六条第一項の規定による届出をした電気通信事業者とみなす。ただし、第十九条から第二十五条まで、第三十条、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第三十八条の二、第三十九条の三、第四十条、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第五十二条、第六十九条、第七十条及び第二章第六節の規定の適用については、この限りでない。

(報告及び検査)
第六十六条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項の規定は、認証取扱業者、届出業者又は登録修理業者についてそれぞれ準用する。この場合において、同項中「当該技術基準適合

あるのは、認証取扱業者については「当該認証取扱業者が受けた設計認証に」と、届出業者については「その届出に」と、登録修理業者については「当該登録修理業者が修理したその登録に」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 前項の規定は、登録講習機関、登録認定機関又は認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会について準用する。

6 (略)

7 第一項の規定又は第二項(第三項及び前項において準用する場合を含む。)若しくは第四項(前二項において準用する場合を含む。)の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第一項の規定又は第二項(第三項及び第六項において準用する場合を含む。)若しくは第四項(第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(端末機器等の提出)

第六十七条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の規定による命令により通常生ずべき損失とする。

4 前三項の規定は、認証取扱業者、届出業者又は登録修理業者につ

認定に」とあるのは、認証取扱業者については「当該認証取扱業者が受けた設計認証に」と、届出業者については「その届出に」と、登録修理業者については「当該登録修理業者が修理したその登録に」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 前項の規定は、登録講習機関又は登録認定機関について準用する。

6 (略)

7 第一項の規定又は第二項(第三項若しくは前項において準用する場合を含む。)若しくは第四項(第五項若しくは前項において準用する場合を含む。)の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第一項の規定又は第二項(第三項若しくは第六項において準用する場合を含む。)若しくは第四項(第五項若しくは第六項において準用する場合を含む。)の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(端末機器等の提出)

第六十七条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

4 前三項の規定は、認証取扱業者、届出業者又は登録修理業者につ

て準用する。この場合において、第一項中「前条第二項」とあるのは、「前条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

7 第一項から第三項までの規定は、承認認定機関による技術基準適合認定を受けた者又は承認認定機関による設計認証を受けた者について準用する。この場合において、第一項中「前条第二項」とあるのは「前条第六項において準用する同条第二項」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二項及び第三項中「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

(審議会等への諮問)

第六十九條 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

- 一 第二十一条第二項の規定による特定電気通信役務に関する料金の認可、第三十三条第二項の規定による接続約款の認可、同条第十項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可、第百八条第一項の規定による適格電気通信事業者の指定、第百九条第一項の規定による交付金の額及び交付方法の認可、第百十条第二項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可又は第百十六条第

て、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「前条第二項」とあるのは、「前条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

7 第一項から第三項までの規定は、承認認定機関による技術基準適合認定を受けた者又は承認認定機関による設計認証を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「前条第二項」とあるのは「前条第六項において準用する同条第二項」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二項及び第三項中「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

(審議会等への諮問)

第六十九條 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

- 一 (同上)

一項において準用する第七十九条第一項の規定による支援業務規程の認可

二 第十二条の二第四項第二号ロ若しくは二の規定による電気通信設備の指定、第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、第二十六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定、第三十条第一項若しくは第三項第二号若しくは第四十一条第三項の規定による電気通信事業者の指定、第三十一条第一項の規定による特定関係事業者の指定、第三十三条第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定、第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定、第五十条第二項の規定による電気通信番号計画の作成又は

第五十条の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画の制定

三 第一百十条第一項の規定による政令の制定又は改廃の立案

四 第七条、第八条第三項、第九条ただし書、第十二条の二第四項第二号ロ若しくは二、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十四条第一号ハ、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十六条の三第一項若しくは第三項ただし書、第二十六条の四、第二十七条の二第二号、第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第二項ただし書、第五項若しくは第七項、第三十二条第三号、第三十三条第一項、第三項、第四項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第一項、第三項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項若しくは第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第三

二 第十二条の二第四項第二号ロ若しくは二の規定による電気通信設備の指定、第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、第二十六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定、第三十条第一項若しくは第三項第二号若しくは第四十一条第三項の規定による電気通信事業者の指定、第三十一条第一項の規定による特定関係事業者の指定、第三十三条第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定又は第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定

三 (同上)

四 第七条、第八条第三項、第九条ただし書、第十二条の二第四項第二号ロ若しくは二、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十四条第一号ハ、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十六条の三第一項若しくは第三項ただし書、第二十七条の二第二号、第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第二項ただし書、第五項若しくは第七項、第三十二条第三号、第三十三条第一項、第三項、第四項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第一項、第三項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項若しくは第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第三十九条の三第三項

十九条の三第三項、第四十一条第一項から第四項まで、第四十五条第一項ただし書、第五十条の二第二項第四号、第五十条の四第三号、第五十条の十、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、第八十七条第一項第二号、第八十八条第一項各号若しくは第三項、第九百九十一条第一項から第三項まで、第一百十条第一項若しくは第二項又は第六十四条第二項第一号の規定による総務省令の制定又は改廃

(聴聞の特例)

第七十条 第十四条第一項、第四十七条(第七十二条第二項において準用する場合を含む。)、第五十条の九、第七十七条第三項(第一百六条第一項において準用する場合を含む。)、第二百二十六条第一項又は第二百二十七条第一項の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならぬ。

(総務省令への委任)

第七十六条の二 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、総務省令で定める。

第六章 罰則

第七十九条 電気通信事業者の取扱中に係る通信(第六十四条第三項に規定する通信並びに同条第四項及び第五項の規定により電気通信事業者の取扱中に係る通信とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第一百十六条の二第二項第一号口の通知及び

、第四十一条第一項から第四項まで、第四十五条第一項ただし書、第五十条第一項、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、第八十七条第一項第二号、第八十八条第一項各号若しくは第三項、第九百九十一条第一項から第三項まで、第一百十条第一項若しくは第二項又は第六十四条第二項第一号の規定による総務省令の制定又は改廃

(聴聞の特例)

第七十条 第十四条第一項、第四十七条(第七十二条第二項において準用する場合を含む。)、第七十七条第三項(第一百十六条第一項において準用する場合を含む。)、第二百二十六条第一項又は第二百二十七条第一項の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第六章 罰則

第七十九条 電気通信事業者の取扱中に係る通信(第六十四条第三項に規定する通信を含む。)の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が取り扱う同項第二号口の通信履歴の電磁的記録を含む。)の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者(第百六十四条第四項及び第五項の規定により電気通信事業に従事する者とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第百十六条の二第二項第一号又は第二号に掲げる業務に従事する者を含む。)が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十八条第一項(第百十六条第一項において準用する場合を含む。)又は第百十六条の四の規定に違反してその職務に関し知り得た秘密を漏らした者

二 第八十五条の十三第二項、第百条第二項(第百三条において準用する場合を含む。)又は第百十六条の六第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第百八十三条 削除

第百八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

第百八十二条 第八十五条の十三第二項又は第百条第二項(第百三条において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十三条 第七十八条第一項(第百十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反してその職務に関し知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰

金に処する。

- 一 第十三条第一項の規定に違反して第十条第一項第二号又は第三号の事項を変更した者
- 二 第十九条第三項、第二十条第五項又は第二十一条第六項の規定に違反して電気通信役務を提供した者
- 三 第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十九条の三第二項、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条又は第二百二十一条第二項の規定による命令又は処分に違反した者
- 四 第三十三条第九項、第三十四条第四項又は第四十条の規定に違反して、協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止した者
- 五 第四十四条の三第一項の規定に違反して電気通信設備統括管理者を選任しなかつた者
- 六 第四十五条第一項の規定に違反して電気通信主任技術者を選任しなかつた者
- 七 第五十条の二第一項の規定に違反して電気通信番号を使用した者
- 八 第五十条の六第一項の規定に違反して電気通信番号使用計画を変更した者

金に処する。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 第三十三条第九項、第三十四条第四項又は第四十条の規定に違反して協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止した者
- 五 (同上)
- 六 (同上)

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第二項、第十八条第一項、第二十六条の四第二項、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第四十二条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）、第四十四条第一項若しくは第三項、第四十四条の三第二項、第四十五条第二項、第百八条第三項、第百二十条第四項（第百二十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第百二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十条第一項の規定による届出をしなかつた者
- 三 第二十二条又は第三十三条第十二項の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
- 四 第二十三条第一項の規定に違反した者
- 五 第二十六条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者
- 六 第二十八条又は第三十一条第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 七 第三十三条第十一項、第三十四条第五項又は第百八条第三項の規定に違反して接続約款を公表しなかつた者
- 八 第三十六条第二項の規定に違反して計画を公表しなかつた者
- 九 第六十三条第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第二項、第十八条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第四十二条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）、第四十四条第一項若しくは第三項、第四十四条の三第二項、第四十五条第二項、第百八条第三項、第百二十条第四項（第百二十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第百二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)
- 七 (同上)
- 八 (同上)
- 九 (同上)

- 十 第六十三条第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者
- 十一 第八十五条の十、第九十六条（第三百三条において準用する場合を含む。）又は第一百六条の五の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは帳簿に虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 十二 第八十五条の十二第一項の規定による届出をしないで講習事務を廃止し、又は虚偽の届出をした者
- 十三 第九十二条第一項（第三百三条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 十四 第九十九条第一項（第三百三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで業務を廃止し、又は虚偽の届出をした者
- 十五 第一百六条の三第三項の規定に違反してその名称中に認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の特定会員と誤認されるおそれのある文字を用いた者
- 十六 第四百四十一条第四項又は第四百四十三条の規定に違反した者
- 十七 第六十六条第一項、第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは同条第五項において準用する同条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十八 第六十七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む

- 十 （同上）
- 十一 第八十五条の十又は第九十六条（第三百三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 十二 （同上）
- 十三 （同上）
- 十四 （同上）
- 十五 （同上）
- 十六 （同上）
- 十七 （同上）

。の規定による命令に違反した者

第八十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は支援機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八十一条（第十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは帳簿に虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第八十三条第一項（第十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して試験事務又は支援事務の全部を廃止したとき。

三 第六十六条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第八十一条 一億円以下の罰金刑

二 第七十七条から第七十九条まで、第八十二条第二号又は第八十五条から第八十八条まで 各本条の罰金刑

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過

第八十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は支援機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八十一条（第十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 （同上）

三 （同上）

第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 （同上）

二 第七十七条から第八十一条、第八十条、第八十一条、第九十一条及び第九十四条を除く。 各本条の罰金刑

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過

料に処する。

一 第六十三条第五項、第六十八条の六第四項、第六十八条の第十一項、第八十五条の六第二項、第九十条第二項又は第一百六条の二第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八十五条の九第一項若しくは第九十五条第一項の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに第八十五条の九第二項若しくは第九十五条第二項の規定による請求を拒んだ者

三 正当な理由がないのに第一百六条の三第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十三条第四項、第十六条第二項、第十八条第二項又は第五十条の六第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由がないのに第四十七条（第七十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証を返納しなかつた者

三 第一百六条の三第二項の規定に違反してその名称中に認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会と誤認されるおそれのある文

料に処する。

一 第六十三条第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第六十八条の六第四項、第六十八条の第十一項、第八十五条の六第二項又は第九十条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第八十五条の九第一項若しくは第九十五条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第八十五条の九第二項若しくは第九十五条第二項の規定による請求を拒んだ者

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十三条第四項、第十六条第二項又は第十八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (同上)

字を用いた者

四 第四百四十一条第三項の規定に違反した者

三 (同上)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 機構は、第十四条及び前項に規定する業務のほか、平成三十六年三月三十一日までの間、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 特定アクセス行為を行い、通信履歴等の電磁的記録を作成すること。</p> <p>二 特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備が次のイ又はロに掲げる者の電気通信設備であるときは、当該イ又はロに定める者に対し、通信履歴等の電磁的記録を証拠として当該電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信先又は送信元とする送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知を行うこと。</p> <p>イ 電気通信事業者 当該電気通信事業者</p> <p>ロ 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十六条の二第二項第一号イに該当するものに限る。第八項において同じ。）の利用者 当該電気通信事業者</p> <p>三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>附則</p> <p>第八条 削除</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第九条（略）</p>

3| 機構は、前項第二号に掲げる業務を認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に委託することができる。

4| この条（第一項及び次項から第七項までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一| 特定アクセス行為 機構の端末設備又は自営電気通信設備を送信元とし、アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信先とする電気通信の送信を行う行為であつて、当該アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号（当該識別符号について電気通信事業法第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件において定めている基準を勘案して不正アクセス行為から防御するため必要な基準として総務省令で定める基準を満たさないものに限る。）を入力して当該電気通信設備を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている当該電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備の特定利用をし得る状態にさせる行為をいう。

二| 通信履歴等の電磁的記録 特定アクセス行為に係る電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴を含む特定アクセス行為についての電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚

によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)であつて、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先のアクセス制御機能²を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信先又は送信元とする送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれがあることの証拠となるものをいう。

三 電気通信、電気通信設備若しくは電気通信事業者、利用者、端末設備、自営電気通信設備又は送信型対電気通信設備サイバー攻撃若しくは認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会³それぞれ電気通信事業法第二条第一号、第二号若しくは第五号、第十二条の二第四項第二号ロ、第五十二条第一項、第七十条第一項又は第一百六条の二第一項第一号若しくは第二項に規定する電気通信、電気通信設備若しくは電気通信事業者、利用者、端末設備、自営電気通信設備又は送信型対電気通信設備サイバー攻撃若しくは認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会をいう。

四 特定電子計算機若しくは特定利用、識別符号、アクセス制御機能又は不正アクセス行為、それぞれ不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条に規定する特定電子計算機若しくは特定利用、識別符号、アクセス制御機能又は不正アクセス行為をいう。

5| 機構は、第十四条並びに第一項及び第二項に規定する業務のほか、

2| 機構は、第十四条に規定する業務のほか、平成三十四年三月三十一

平成三十四年三月三十一日までの間、通信・放送開発法附則第五条第一項に規定する業務を行う。

6| 前各項の規定により機構の業務が行われる場合には、第十五条第一項中「の一部」とあるのは「又は附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）の一部」と、第十六条第二号中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第八条第五項に規定する業務」と、第十七条第一項、第二十二條第一項第七号及び第二十六條第一号中「第十四條」とあるのは「第十四條並びに附則第八条第一項、第二項及び第五項」と、第十八條第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）と、同条第三項中「業務」とあるのは「業務及び附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）と、第十九條中「障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。」とあるのは「障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。」並びに附則第八条第一項」と、第二十二條第一項第一号及び第六号中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）と、第二十三條中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第八条第二項に規定する業務」とする。

日までの間、通信・放送開発法附則第五条第一項に規定する業務を行う。

3| 前二項の規定により機構の業務が行われる場合には、第十五条第一項中「の一部」とあるのは「又は附則第九条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）の一部」と、第十六条第二号中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第九条第二項に規定する業務」と、第十七条第一項、第二十二條第一項第七号及び第二十六條第一号中「第十四條」とあるのは「第十四條並びに附則第九条第一項及び第二項」と、第十八條第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び附則第九条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）と、同条第三項中「業務」とあるのは「業務及び附則第九条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）と、第十九條中「障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。」とあるのは「障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。」並びに附則第九条第一項」と、第二十二條第一項第一号及び第六号中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第九条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）と、第二十三條中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第九条第二項に規定する業務」とする。

7 第二項から第四項までの規定により機構の業務が行われる場合には

、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>電気通信事業法第百十六条の二第二項</p>	<p>三 前二号に掲げるもののほか、送信型対電気通信設備サイバー攻撃に対処する電気通信事業者を支援すること。</p>	<p>三 国立研究開発法人情報通信研究機構の委託を受けて、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）附則第八条第二項第二号イ又はロに定める者に対し、同号の通知を行うこと。</p>
<p>不正アクセス行為の禁止等に関する法律第二条第四項第一号</p>	<p>及び当該を除く</p>	<p>四 前三号に掲げるもののほか、送信型対電気通信設備サイバー攻撃に対処する電気通信事業者を支援すること。</p>
<p>及び国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号</p>	<p>、当該</p>	<p>、当該</p>

	<p>8 第二項から第四項までの規定により機構の業務が行われる場合には、電気通信事業法第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた電気通信事業者は、当該認可を受けた技術的条件において、アクセス制御機能（特定電子計算機である電気通信設備が有するものに限る。）に係る識別符号について、第四項第一号の総務省令で定める基準に相当する基準又はこれを上回る基準を定めているときを除き、同号の総務省令で定める基準に相当する基準を定めているものとみなす。</p> <p>(実施計画)</p> <p>第九条 機構は、前条第二項に規定する業務を実施しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該業務の実施に関する計画を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(国家公安委員会及び経済産業大臣との協議)</p> <p>第十条 総務大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、国家公安委員</p>
<p>（附則第九条の認可を受けた同条の計画に基づき同法附則第八条第二項第一号に掲げる業務に従事する者がする同条第四項第一号に規定する特定アクセス行為を除く）</p>	

会及び経済産業大臣に協議しなければならない。

一 附則第八条第四項第一号又は前条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二 前条の認可をしようとするとき。

(審議会等への諮問)

第十一条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 附則第八条第四項第一号又は第九条の総務省令の制定又は改廃

二 附則第九条の認可

(政令への委任)

第十二条 (略)

(政令への委任)

第十条 (略)

改正案	現行
<p>（認定の取消し等） 第二十七条の十五（略）</p> <p>2 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>一 正当な理由がないのに、認定計画に係る特定基地局を当該認定計画に従つて開設していないと認めるとき。</p> <p>二 不正な手段により第二十七条の十三第一項若しくは前条第一項の認定を受け、又は同条第三項の規定による指定の変更を行わせたとき。</p> <p>三 認定開設者が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。</p> <p>四 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 電気通信事業法第十二条第一項の規定により同法第九条の登録を拒否されたとき。</p> <p>ロ 電気通信事業法第十二条の二第一項の規定により同法第九条の登録がその効力を失つたとき。</p> <p>ハ 電気通信事業法第十三条第三項において準用する同法第十二条第一項の規定により同法第十三条第一項の変更登録を拒否されたとき（当該変更登録が認定計画に係る特定基地局に関する事項の変更に係るものである場合に限る。）</p> <p>ニ 電気通信事業法第十八条の規定によりその電気通信事業の全部の廃止又は解散の届出があつたとき。</p>	<p>（認定の取消し等） 第二十七条の十五（略）</p> <p>2 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>一（同上）</p> <p>二（同上）</p> <p>三（同上）</p> <p>四 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ（同上）</p> <p>ロ（同上）</p> <p>ハ（同上）</p> <p>ニ 電気通信事業法第十八条第一項又は第二項の規定によりその電気通信事業の全部の廃止又は解散の届出があつたとき。</p>

3
·
4

(略)

3
·
4

(略)

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可	課税標準	税率
	認定、指定又は技能証明の事項		
一〇五十の三（略）			
五十一 電気通信事業者の登録若しくは認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定又は電気通信主任技術者に係る登録講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録			
（注）電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第十条第一項又は第二項（電気通信事業法の特例）の規定により電気通信事業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第五条第一項（電子委任状取扱業務の認定）の規定による認定電子委任状取扱事業者の認定又は同法第八条第一項（変更の認定等）の規定による認定電子委任状取扱事業者の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。			
（一）（略）	（略）	（略）	（略）
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可	課税標準	税率
	認定、指定又は技能証明の事項		
一〇五十の三（略）			
五十一 電気通信事業者の登録又は電気通信主任技術者に係る登録講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録			
（注）電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第十条第一項又は第二項（電気通信事業法の特例）の規定により電気通信事業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第五条第一項（電子委任状取扱業務の認定）の規定による認定電子委任状取扱事業者の認定又は同法第八条第一項（変更の認定等）の規定による認定電子委任状取扱事業者の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。			
（一）（略）	（略）	（略）	（略）

五十二〜百六十 (略)	(二) 電気通信事業法第百十六条の二 第一項 (認定送信型対電気通信設備 サイバー攻撃対処協会の認定) の認 定送信型対電気通信設備サイバー攻 撃対処協会の認定 (三)・(四) (略)	認定件数	一件につき 十五万円
五十二〜百六十 (略)	(二)・(三) (略)		

○国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十二号）
（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （電気通信基盤充実臨時措置法の廃止に伴う経過措置） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構が第一項の規定により行う利子助成継続業務が終了するまでの間は、<u>国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第五項</u>に規定する業務には、利子助成継続業務が含まれるものとする。この場合における同条第六項の規定の適用については、同項中「業務」と、<u>「とあるのは、「業務（国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十二号）附則第四条第一項に規定する利子助成継続業務を除く。）」</u>と、「とすることを除く。」と、<u>「とすることを除く。」</u>とする。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>附則 （電気通信基盤充実臨時措置法の廃止に伴う経過措置） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構が第一項の規定により行う利子助成継続業務が終了するまでの間は、<u>新機構法附則第九条第二項</u>に規定する業務には、利子助成継続業務が含まれるものとする。この場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「業務」と、「とあるのは、「業務（国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十二号）附則第四条第一項に規定する利子助成継続業務を除く。）」と、「とすることを除く。」とする。</p> <p>4・5（略）</p>